

上田市議会主催

第3回議会報告会

～議会基本条例原案等意見交換～

資料



上田市議会

目 次

資料 1	上田市議会の概要	1 ページ
資料 2	総務文教委員会活動報告	8 ページ
資料 3	産業水道委員会活動報告	12 ページ
資料 4	厚生委員会活動報告	16 ページ
資料 5	環境建設委員会活動報告	20 ページ
資料 6	議会基本条例原案についての報告	25 ページ
資料 7	議会広報特別委員会活動報告	33 ページ

表紙写真の紹介

表紙の写真は過去1年間の議会だよりの表紙に掲載された写真です。

自然と文化溢れる上田市の季節ごとの魅力を、議会広報特別委員会の委員が撮影し、市民の皆様にお伝えしています。

左上から時計回りに

信濃国分寺八日堂縁日の蘇民将来符

議会だより 38 号（平成 25 年 2 月 1 日号）掲載

信州国際音楽村のスイセン

議会だより 39 号（平成 25 年 5 月 1 日号）掲載

菅平高原のレタス畑

議会だより 40 号（平成 25 年 8 月 1 日号）掲載

武石のマツタケ

議会だより 36 号（平成 24 年 11 月 1 日号）掲載

平成25年度議会報告会資料

上田市議会の概要



市議会のしくみ

市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員で構成されます。

市民全体を代表する機関として、市の最終的な意思を決定するとともに、執行機関を監視するという大切な役割を持っています。

市長をはじめとする「執行機関」は、よりよい市政運営のためにいろいろな施策を立案し実行します。これに対し、市議会は「議決機関」と呼ばれ、市長の立案した事柄について意見を述べ、審査及び議決し、最終的な上田市の意思を決定します。

市長と議員が、教育や福祉あるいは産業振興といった市民生活に関係ある事項について真剣に検討を行う市議会は、市民の声を行政に反映させる場であるといえます。

市議会議員

市議会議員は、住民全体の代表である非常勤の特別職公務員です。

市政の各種課題の解決に向けて市民の声をくみとり、これを市政に反映させる一方、市政の動きや議会の活動について市民に知らせる使命を帯びています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙されます。

議長は、議会の代表者であり、会議を円滑に運営するほか、議会全体の事務を処理するなどの権限を持っています。

副議長は、議長が病気などで職務をとれない場合に代行します。

会 派

会派とは、同じような考えを持った議員の集まりで、議会活動において自分たちの考えを会派の意見としてより強く打ち出すことができます。

上田市議会は、国会と同様に会派制をとっており、3人以上の議員により会派を結成することができます。

本会議と委員会

議員全員が議場に集まって開く会議が本会議です。この本会議の議決がなければ、条例や予算などは法的な効力を生じません。

委員会は、市の事務を効率的かつ専門的に審査するため分野別に分担して議案などを審査し、本会議に報告します。委員会は、本会議の予備審査機関として重要な役割をもっています。

常任委員会

委員会名(定数)	所 管 事 項
総務文教委員会 (8人)	政策企画局、総務部、財政部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関すること。 他の委員会に属さないこと。
産業水道委員会 (7人)	商工観光部、農林部、農業委員会、上下水道局に関すること。
厚生委員会 (8人)	健康福祉部、福祉事務所、こども未来部に関すること。
環境建設委員会 (8人)	市民参加協働部、生活環境部、都市建設部、消防部に関すること。

議会運営委員会

議会運営委員会 (8人)	議会の運営及び議長の諮問に関すること。
-----------------	---------------------

特別委員会

	必要に応じて議会の議決により設置されます。 議決された特定の事項についてのみ審査し、審査が終了した時点で消滅します。
--	---

議会のすすめ方

議案の提案説明

市長 又は
議員 から提案



議案質疑

議案付託

本会議

議決

議案に対する疑問点を解決したら、各委員会に審査をまかせます。

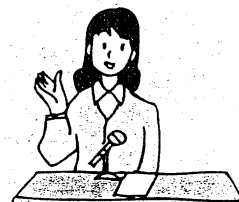
委員長報告

議案審査

委員長

委員会

一般質問



議案に関係なく行政全般について所信をたずねることができます。

請願と陳情

市議会では、市民のみなさんの要望などを請願や陳情という形で受け付けています。

提出された請願や陳情は、内容を審査し、採択（とりあげる）か不採択（とりあげない）かを決定します。紹介議員の必要な請願は、地方自治法に基づき議案と同様に本会議で議決します。陳情は、委員会審査にとどめますが、請願に準じた扱いをしています。

上田市議会議長 様

年月日

提出者 住所・氏名 ①

紹介議員署名・記名 ①

〇〇〇〇〇を求める請願

請願の趣旨

上田市議会議長 様

年月日

提出者 住所・氏名 ①

〇〇〇〇〇を求める陳情

陳情の趣旨

書式例

上田市議会議員名簿

議席	氏名	ふりがな	役職	常任委員会	会派	自治会等	自宅電話
1	土屋 勝浩	つちや かつひろ	○	厚生	新生会	長島	24-3344
2	松山賢太郎	まつやま けんたろう	○	産業水道	新生会	染屋	22-5452
3	池田総一郎	いけだ そういちろう	○	総務文教	ネットワーク上田	上本郷	38-2960
4	古市 順子	ふるいち じゅんこ	○	環境建設	日本共産党	竹室	72-3261
5	半田 大介	はんだ だいすけ		総務文教	公明党	保野	38-0162
6	小坂井二郎	こさかい じろう		産業水道	上田新風会	中之条	23-2582
7	土屋 亮	つちや まこと		総務文教	清流クラブ	下室賀	31-3287
8	佐藤 公至	さとう まさのり		環境建設	新生会	真田	72-2624
9	小林三喜雄	こばやし みきお	◎	環境建設	新生会	西脇	25-2121
10	井沢 信章	いざわ のぶあき	◎	総務文教	新生会	越戸	31-2237
11	西沢 逸郎	にしざわ いつろう		総務文教	新生会	城北	21-7589
12	佐藤 清正	さとう きよまさ	◎	厚生	ネットワーク上田	中丸子	42-0784
13	小林 隆利	こばやし たかとし		厚生	ネットワーク上田	鈴子	38-4185
14	金井 忠一	かない ただかず		厚生	日本共産党	国分	22-4642
15	久保田由夫	くぼた よしお		総務文教	日本共産党	町組	42-6361
16	池上喜美子	いけがみ きみこ		厚生	公明党	踏入	25-3360
17	三井 和哉	みつい かずや		厚生	上田新風会	岡保	73-2546
18	土屋 孝雄	つちや たかお		環境建設	清流クラブ	長島	22-6153
19	尾島 勝	おじま まさる	議長		新生会	久保林	36-2641
20	下村 栄	しもむら さかえ		総務文教	新生会	腰越	42-5397
21	児玉 将男	こだま まさお		産業水道	新生会	市之瀬	85-2890
22	欠 員						
23	土屋 陽一	つちや よういち		厚生	新生会	新田	22-9461
24	内堀 勝年	うちぼり かつとし		産業水道	ネットワーク上田	大屋	35-0263
25	清水 俊治	しみず としはる	副議長	環境建設	ネットワーク上田	曲尾	73-2086
26	南波 清吾	なんば せいご		環境建設	ネットワーク上田	下室賀	31-3286
27	渡辺 正博	わたなべ まさひろ	◎	産業水道	日本共産党	下之郷	38-4452
28	滝沢 清茂	たきざわ きよしげ		産業水道	公明党	平井	44-2100
29	堀 善三郎	ほり ぜんざぶろう	監査委員	環境建設	公明党	岩門	24-7443
30	深井 武文	ふかい たけふみ		総務文教	上田新風会	辰ノ口	43-3617
31	安藤 友博	あんどう ともひろ		産業水道	清流クラブ	塩田新町	38-9080

◎は委員長、○は副委員長

会派別議員名簿

会派名	所属議員
新 生 会	土屋 勝浩 佐藤 公至 井沢 信章 尾島 勝 ○児玉 将男 ◎土屋 陽一
ネットワーク上田	池田総一郎 小林 隆利 清水 俊治 ◎南波 清吾
日 本 共 産 党	古市 順子 ○久保田由夫 ◎渡辺 正博
公 明 党	半田 大介 ○滝沢 清茂 堀 善三郎
上 田 新 風 会	小坂井二郎 ◎深井 武文
清 流 ク ラ ブ	土屋 亮 ◎安藤 友博
	松山賢太郎 小林三喜雄 西沢 逸郎 ○下村 栄 ◎土屋 陽一
	佐藤 清正 ○内堀 勝年 ◎南波 清吾
	金井 忠一 ◎渡辺 正博
	◎池上喜美子 堀 善三郎
	○三井 和哉
	○土屋 孝雄

◎は代表、○は代表代理

上田市議会議員名簿

常任委員会委員表

総務文教委員会	委 員 名			
	○ 池田 総一郎	半田 大介	○ 井沢 信章	
	土屋 亮		久保田 由夫	
	西沢 逸郎	深井 武文		
	下村 栄			

産業水道委員会	委 員 名			
	○ 松山 賢太郎	小坂 井二郎		
	児玉 将男	内堀 勝年		
	◎ 渡辺 正博	滝沢 清茂		
	安藤 友博			

厚生委員会	委 員 名			
	○ 土屋 勝浩	◎ 佐藤 清正		
	小林 隆利	金井 忠一		
	池上 喜美子	三井 和哉		
	土屋 陽一			

環境建設委員会	委 員 名			
	○ 古市 順子	佐藤 公至		
	◎ 小林 三喜雄	土屋 孝雄		
	清水 俊治	南波 清吾		
	堀 善三郎			

◎は委員長、○は副委員長

議会運営委員会委員表

会派名	委員名
新 生 会	◎ 井沢 信章 西沢 逸郎 下村 栄
ネットワーク上田	○ 小林 隆利
日本共産党	古市 順子
公 明 党	滝沢 清茂
上田新風会	三井 和哉
清流クラブ	土屋 孝雄

◎は委員長、○は副委員長

特別委員会委員表

1 議会広報特別委員会

会 派 名	委 員
新 生 会	松山賢太郎 児玉 将男 土屋 陽一
ネットワーク上田	池田総一郎 内堀 勝年
日本共産党	◎ 久保田由夫
公 明 党	半田 大介
上田新風会	○ 小坂井二郎
清流クラブ	土屋 亮

◎は委員長、○は副委員長

2 議会機能強化特別委員会

会 派 名	委 員
新 生 会	土屋 勝浩 西沢 逸郎 下村 栄
ネットワーク上田	佐藤 清正 ◎ 清水 俊治
日本共産党	渡辺 正博
公 明 党	○ 半田 大介
上田新風会	三井 和哉
清流クラブ	土屋 孝雄

上田市議会の議会改革の主な取り組み (平成18年4月27日から平成25年10月1日まで)

※分野は、情報公開、機能強化、住民参加、その他に分類

年度	番号	分野	項目	内容	備考
18年度	1	機能強化	特別委員会の設置	議会広報特別委員会、地域交通対策特別委員会、市街地活性化対策特別委員会、地域医療対策特別委員会、行政改革特別委員会	4月臨時会
	2	情報公開	政務調査費の透明化	領収書の添付義務、関係書類は情報公開請求の手続きなしで自由閲覧	4月
	3	住民参加	傍聴者用の利便性向上	議事日程、議案概要を用意	
	4	住民参加	傍聴手続きの簡素化	氏名、住所を不要とし、口頭へ変更	
	5	情報公開	会議録の公開(閲覧、検索)	旧上田市議会は平成6年分、旧丸子町議会・真田町議会・武石村議会は平成17年3月議会分から閲覧可能	
	6	情報公開	市議会だよりの点訳・音訳	「点字・声の広報発行事業」の一環	
	7	機能強化	議決範囲の拡大	基本計画を議決事件とした	9月議会
	8	機能強化	議長の権限強化	常任委員会委員の辞退	19年3月議会
	9	住民参加	各種団体との懇談会開催	女と男うえだ市民の会・総務文教委員会など多数開催	通年
	10	機能強化	研修会の開催	上田地域市町村議員研修会など多数開催	通年
19年度	11	機能強化	議決範囲の拡大	上田市民憲章を議決事件に追加	9月議会
	12	その他	市議会だよりの充実	表紙をカラー印刷とした(第6号・5月16日号から)	
	13	機能強化	一般質問の形式変更	対面方式を加えた	9月議会
	14	機能強化	一般質問の回数制限変更	3回から5回へ(19年9月)、9回へ(21年3月)、制限なしへ(21年9月)	
	15	住民参加	各種団体との懇談会開催	JA信州うえだ・産業水道委員会など多数開催	通年
	16	機能強化	研修会の開催	東北信9市議会正副委員長研修会など多数開催	通年
20年度	17	その他	議長・副議長選挙の透明性の確保	本会議場において所信表明会の実施	4月臨時会
	18	機能強化	特別委員会の設置	分権型地方自治特別委員会、交流・文化施設特別委員会、地域中核病院特別委員会	4月臨時会
	19	情報公開	政務調査費の公開	平成20年度分より、上田市議会HPおよび上田市議会だよりに、支出状況を掲載	
	20	住民参加	各種団体との懇談会開催	上田市清掃事業連合会・環境建設委員会など多数開催	通年
	21	機能強化	研修会の開催	東信5市議員研修会など多数開催	通年
21年度	22	情報公開	議長交際費の公開	上田市議会HPへ月ごとの詳細を掲載	4月
	23	その他	議員報酬の削減	平成21年6月から平成22年3月まで、0.15か月分削減	5月臨時会
	24	その他	議員定数の変更	議員定数を34から3減の31とした(次期改選時より適用)	9月議会
	25	住民参加	各種団体との懇談会開催	学童保育連絡協議会・総務文教委員会など多数開催	通年
	26	機能強化	研修会の開催	上田市・須坂市議員研修会など多数開催	通年

年度	番号	分野	項目	内容	備考
22年度	27	機能強化	特別委員会の設置	議会広報特別委員会、地域医療再生特別委員会、産業活性化・雇用促進特別委員会	4月臨時会
	28	機能強化	特別委員会の設置	議会広報特別委員会、地域医療再生特別委員会、産業活性化・雇用促進特別委員会、議会機能強化特別委員会	23年3月議会
	29	情報公開	会派の行政視察公開	上田市議会HPに平成23年度分より掲載	3月
	30	住民参加	各種団体との懇談会開催	上田市医師会・厚生委員会と地域医療再生特別委員会合同など多数開催	通年
	31	機能強化	研修会の開催	上田市・坂城町議員研修会など多数開催	通年
23年度	32	その他	議員の報酬等の特例に関する条例制定	議員が長期間本会議等に欠席した場合の議員報酬等の特例減額	6月議会
	33	住民参加/情報公開	第1回議会報告会開催	市内9か所で議会報告会を初開催、延べ参加者数428人	11月開催
	34	住民参加	請願・陳情趣旨説明制度創設	請願および陳情者の希望に応じて、趣旨を説明できる制度を導入	12月
	35	情報公開	議会行事予定の公開	議会カレンダーを上田市議会HPへ掲載	24年3月から
	36	機能強化	特別委員会の設置	議会広報特別委員会、議会機能強化特別委員会	24年3月議会
	37	住民参加	各種団体との懇談会開催	社会福祉協議会・総務文教委員会と厚生委員会の合同など多数開催	通年
	38	機能強化	研修会の開催	上田市議会・松本市議会交流会議など多数開催	通年
24年度	39	機能強化	議会広報特別委員会の充実	委員定数を7人から9人に	4月臨時会
	40	機能強化	請願の紹介議員制限	正副議長、各委員長は紹介議員とならない	
	41	情報公開	委員会議事録の公開	常任委員会の議事録を上田市議会HPに掲載	6月議会
	42	住民参加/情報公開	第2回議会報告会開催	市内9か所で議会報告会を開催、延べ参加者数430人(前年度比+2人)	10月実施
	43	情報公開	常任委員会・特別委員会の行政視察の公開	平成24年度分より上田市議会HPで掲載/議員懇談会で報告することにより情報共有	
	44	住民参加	各種団体との懇談会開催	上田市消防団・環境建設委員会など多数開催	通年
	45	機能強化	研修会の開催	森林・林業・林産業活性化議員連盟研修会及び現地視察など多数開催	通年
25年度	46	住民参加	広報・広聴モニター制度創設	上田市議会の広報・広聴活動の充実のため、初年度は9人でスタート。任期は1年	4月
	47	住民参加	各種団体との懇談会開催	丸子中央病院・厚生委員会など多数予定	通年
	48	機能強化	研修会の開催	議会基本条例に関する研修会など多数予定	通年
	49	その他	議員報酬の特例減額	10月から翌年3月分まで減額(議長5%、副議長4%、議員3%)	9月議会
	50	その他	議員定数の変更	議員定数を31から1減の30とした(次期改選時より適用)	9月議会
	51	機能強化	議会基本条例原案決定	12月議会へ条例案提案(予定)	9月議会

総務文教委員会からの報告

1. 総務文教委員会の構成



前列左から、半田大介委員 井沢信章委員長 池田総一郎副委員長 土屋亮委員
後列左から、西沢逸郎委員 久保田由夫委員 下村栄委員 深井武文委員

2. 総務文教委員会の主な仕事

- 市政の総合施策の企画及び調整に関すること
- 行政組織その他一般行政に関すること
- 予算その他財務に関すること
- 教育行政に関すること

3. 昨年度議会報告会で出された意見等に対する取り組み

・パブリックコメントをつくったかどうか。

制度化することについて、今後研究します。

・浦里小学校の再建についてどう取り組んでいるのか。

地域、学校、教育委員会との間で協議されています。昨年の 12 月議会では、特別教室の仮設建設と外トイレについて予算化され、今年 3 月に完成しました。

・西部公民館の建て替えについて、要望書が出されているがどう対応しているのか。

いろいろな要望が出ているので、今後の推移を見守ります。

・千曲高校が広域避難所に指定されているが、これは適切か。

危機管理防災課と協議します。

4. 総務文教委員会が行った行政視察、懇談会、調査など

＜行政視察＞

○神奈川県藤沢市：「公共施設マネジメント白書」

○石川県金沢市：「金沢21世紀美術館の運営」

○福井県鯖江市：「災害時サポートガイドブック、避難所管理・運営マニュアル作成の取り組み」を視察しました。



金沢21世紀美術館の行政視察

＜行政視察で上田市政に生かせる点や参考になった点＞

- ・ 金沢21世紀美術館の目的と方針、4つのコンセプトを具体化するための事業展開を進めているのがすばらしく、大変参考になりました。
- ・ 上田市でも、東日本大震災の後、防災計画の見直しを行っているが、鯖江市のガイドブック、避難所管理・運営マニュアルは作成配付の大きな参考になると感じました。
- ・ 藤沢市では、公共施設の建て替えについては、これまでの一つの用途としてではなく、施設の複合化を必須要件にするなどとしており、上田市でも今後の公共施設整備の参考になると感じました。



金沢21世紀美術館の館内
多くの来館者で賑わっていた

＜懇談会＞

学童保育連絡協議会、上田市建設業協会、教育委員会との懇談会を行い、それぞれについて課題を整理し、今後につなげていくこととしました。特に建設業協会の実態については、上田市にとって重要な課題と受け止め、市側との意見交換など継続した取り組みを行っていきます。

＜調査関係＞

○交流・文化施設の建設に対して、その運営管理について7回にわたる協議会を行うとともに、先進施設の視察と研究を行い、その結果を新年度予算の付帯意見として市に提出しました。

○地域から改善要求が出されている
中塩田小学校体育館の改修と浦里小学校再建について、現地調査を行い、教育委員会と意見交換を行いました。



中塩田小学校体育館の視察

＜総務文教委員会で審査した議案に対する付帯意見＞

・平成 25 年3月議会 (議案第 32 号) 平成 25 年度一般会計当初予算
平成 25 年度新年度予算の審査にあたって、交流・文化施設に関して、職員体制、ホール関係、ボランティア、美術館事業、駐車場整備等について、それぞれ施設の機能が十分発揮される運営管理となるよう要請。
・平成 25 年9月議会 (議案第 77 号) 平成 24 年度一般会計決算認定
平成 25 年度決算審査にあたり、引き続き収納対策の強化に取り組むこと及び税外未収金についても専門家等の意見も聞きながら取り組むよう要請。
・平成 25 年9月議会 (議案第 94 号) 平成 25 年度一般会計補正予算第3号
平成 25 年度一般会計補正予算第3号の審査にあたり、上田市立第三中学校の耐震化にあたっては、その内容について地域住民、保護者等関係者に十分説明し、校舎の安全性や利便性について理解を求めて実施することを要請。

5. 重点的に取り組んでいる主な事業

- (1) 総務文教委員会が所管する行政部門は、政策企画局、総務部、財政部、教育委員会と広範囲にわたっており、その責任は大きく、それを自覚しながら常に市民の目線を大切にして予算、決算、補正予算などの審査を行ってきました。特に、財政事情が厳しいなかで、市税の滞納に対する収納効果をより高めるために、24年度に引き続き、25年度もさらなる収納効果を高めるよう、9月議会における決算の審査で付帯意見を付けるなど健全財政を確立するため、議会の責任を果たす努力を行いました。
- (2) 交流・文化施設（交流文化芸術センター）の建設に対しては、この施設が「子どもを育て、人を育てる」という崇高な目的を達成するため、開館後の管理運営について、新年度予算審査の際に付帯意見を提出しました。引き続き、委員会として建設の進捗を見守っていきます。
- (3) 市内小中学校の耐震化については、平成27年度までに全て完了させることが国から示されており、9月議会においても関係予算について慎重に審査を行いました。委員会としては、今後も児童・生徒の安全を守る観点から、動向を注視していきたいと考えています。
- (4) 上田市建設業協会との懇談では、衰退する地域の建設業の実態の説明を受けました。今後市側と協議をしていきます。



建設が進む交流文化芸術センター



上田市建設業協会との懇談

産業水道委員会からの報告

1. 産業水道委員会の構成



前列左から小坂井二郎委員 渡辺正博委員長 松山賢太郎副委員長 児玉将男委員
後列左から内堀勝年委員 滝沢清茂委員 安藤友博委員

2. 産業水道委員会の主な仕事

- 商業、工業、観光業、農林業等の産業振興と労働行政に関すること
- 上水道、下水道、農業集落排水事業に関すること

3. 昨年度議会報告会で出された意見等に対する取り組み

・上田市には空き地環境保全条例があるが、農地についても同様の条例を望む。

調査の結果、農地の管理については農地法に規定がされており、現時点で上田市が独自に条例を制定し管理について定める必要性はないことを確認しました。

4. 産業水道委員会が行った行政視察、懇談会、調査など

(1) 行政視察（平成 25 年度）

○埼玉県川口市：議員提案による中小企業振興条例は、平成 21 年 11 月 19 日に
自民党会派から提案され、平成 22 年 3 月 23 日に全会一致で可決されました。

〈行政視察で上田市政に活かせる点や参考になった点〉

議員提案による「川口市中小企業振興条例」は全会一致を原則に進められた、そのプロセスが確認できたこと。

「産みの苦しみであった」板橋智之議長談（当時の自民党会派の幹事長）
議員提案による「政策条例」は、国で法律ができた、県で条例ができた、そう
なれば市は動かないだろうと判断したとのことです。「川口市民の福祉の増進に
責任を持つものとして市で条例をつくらないと意味がない。」この点で一致し議
員提案となりました。

○東大阪市：東大阪市中企業振興基本条例は、平成 24 年 1 月から作業を始め、
平成 25 年 3 月議会で条例提案し、4 月 1 日施行されました。条例は、基本理念
に加え、具体的施策（販路拡大、資金調達の円滑化、労働環境の整備など 10 項



東大阪市での行政視察

目を明記しています。事業者の声を
条例にどう入れ込むか苦労したそう
です。

〈行政視察で上田市政に活かせる点 や参考になった点〉

市長の強い思いと業界団体からの
要望、議会内での超党派での議論を経
て一年掛けて制定、条文はプロである
職員が担当し、学識経験者、事業者、
さらに公募委員などで特別委員会を
設置し、作り上げました。

○伊賀の里モクモク手づくりファーム（三重県伊賀市）：6 次産業化等への取り
組みは、理念として、「常に農業と向きあい、多くの若者が農業でメシを食って
いける環境を整えたい。」

「農業の新しい価値の創造」に挑戦し続けることを目指しています。年商 48 億
円（平成 23 年）、職員は、正規職員が 140 名、パート職員が 160 名、アルバイト
が 600 名と雇用確保で地域貢献しています。

〈行政視察で上田市政に活かせる点や参考になった点〉

これからは、田舎が必ず見直されます。農業の 6 次産業化は持続可能な地域づ
くりの具体策として積極的な取り組みが求められます。

また、国有林の払い下げで、里山で興した事業であることからすれば共通項
があります。

【懇談会】

○平成 24 年 11 月 1 日「上田商工会議所」：市議会との懇談は 5 年ぶりとのことでした。会議所内の各 8 部会からそれぞれ現状の説明を受け、意見交換では、補助金の問題から市制度融資の見直し、空き店舗対策等々の要望も出され、それについては、行政に伝えとしました。中小企業振興条例については議論に至りませんでした。

○平成 25 年 1 月 18 日「上田市商工会」：旧丸子町・旧武石村の商工会が合併し上田市商工会となってから初めての懇談でした。事業活動は、小規模事業者のみに限定せず、地域住民を含めた事業展開をしています。今後も健全な商工会運営と事業活動が継続実施できるよう、引き続きの支援をいただきたい旨の要望を文書でいただきました。

○同年 2 月 1 日「上田市上下水道事業協同組合」：メーター交換について、組合への業務委託から一般競争入札に変わって 1 年経った今、双方がデータを基に総括する必要がある。入札にしてどう行政効率が高まったのかということは、委員会として聞いていくことは可能である、お互いの総括を持ち寄る機会が必要であると思う、とまとめました。

○同年 4 月 12 日「長野県中小企業家同友会上田支部」：中小企業振興条例については積極的で、長野県の条例策定にも係わっています。教育関係者には中小企業のことをもっと理解してもらいたい、という意見が出されました。

「若者を雇用し育てていこうという企業が地域にはたくさんあるが、どうしても伝わっていかない。地域の方にも知っていてももらわないといけないと思う。理念型の条例というのはその辺りも考慮しないといけない」、「教育機関が関わるということは長い目で見ても大切」、「県で条例ができたとしても、上田市で作らないと実効性がない」等々の意見交換ができました。



長野県中小企業家同友会上田支部との懇談

○同年 10 月 4 日「3 商工団体商業部会」：上田市内 3 商工団体（上田商工会議所、上田市商工会、真田町商工会）の商業部会の方達と、市内の商店街が抱えている課題等について意見交換を行いました。また、中小企業振興基本条例についての産業水道委員会の考えをお伝えしました。

【調査関係】

○平成 24 年 12 月 7 日

「上田市塩田平土地改良区」：沢山池
県営地域ため池総合整備事業について



沢山池の状況を調査

5. 重点的に取り組んでいる主な事項

調査・研究の重点テーマを「上田市中心企業振興基本条例（仮称）」制定におき、平成 24 年度の先進地視察は、帯広市中心企業振興基本条例。平成 25 年度も議員提案による中小企業振興条例を制定した川口市、さらに東大阪中小企業振興基本条例の調査・研究を重ねました。

共通項は、産業界自らの強い要請が不可欠であることから、今後予定している懇談会「上田市商工会・真田町商工会・上田商工会議所・中小企業家同友会」とは、中小企業振興基本条例についても積極的に意見交換していきます。

今期中に、条例制定の道筋をしっかりと確立していきたいと考えています。

農政関係では、遊休荒廃農地の解消、そして、有害鳥獣被害、さらには、松くい虫対策などは、上田市農政独自の課題としてとらえ対応を議論しています。

上下水道事業は地方自治体が所有する事業のうち企業形態をとっています（地方公営企業）。安全・安心・安価な水を供給することが、ハード、ソフト両面で求められる水道事業は、将来的に見ても公的独占による積極的な事業展開が必要です。そのための水道事業における行政責任（公費負担）と企業責任（受益者負担）とを明確にした公共的効率的運営が重要な課題です。生命の源「水」引き続きしっかりとチェックしていきます。

最後に、近年、野生動物の排泄物から発生する「クリプトスポリジウム」に起因した健康被害の可能性が懸念される状況にあって、その防止策として、今年度、武石簡易水道及び傍陽中央簡易水道に紫外線処理設備の設置が計画されています。また、染屋浄水場小水力発電設備導入事業が予定されています。

厚生委員会からの報告

1. 厚生委員会の構成



前列左から 小林隆利委員 佐藤清正委員長 土屋勝浩副委員長 金井忠一委員
後列左から 池上喜美子委員 三井和哉委員 土屋陽一委員

2. 厚生委員会の主な仕事

- 福祉、高齢者介護、健康推進、国保年金に関すること
- 上田市立産婦人科病院に関すること
- 保育園、幼稚園、子育てに関すること

3. 昨年度議会報告会で出された意見等に対する取り組み

・ 傾聴ボランティアの養成講座を復活し、育成してもらいたい。

傾聴ボランティア養成講座は、県において隔年で開催されています。上田市には受講者を中心に、傾聴ボランティアまるこ（会員 35 人）と傾聴ボランティア7（セブン）の会（会員 20 人）があります。市では開催案内を広報に掲載するほか、各地域自治センターや公民館、社協に置き周知を図っています。

・ 保育園の保護者送迎車駐車場を設けてもらいたい。

公立の保育園・幼稚園 33 施設のうち、送迎用の駐車場が確保されているのは 27 園。6 園については確保できていない状況です。それぞれに地理的な事情はあるが、借地を含め、安全に送迎できる用地を確保するよう、所管課に要請しました。

・地域医療再生計画の計画期間後も継続するようにしてもらいたい。

現在、上田地域広域連合において、県の保健福祉事務所と関係 5 市町村で今後の再生計画事業について検討しています。

厚生委員会としても成果を踏まえ必要な事業を集約し、財源も含め安定的な地域医療体制の確立を求めています。

・成年後見センターの対応を改善し市民から頼られるセンターにってもらいたい。

上小圏域成年後見支援センターは、上田地域定住自立圏共生ビジョンに基づき 4 市町村が上田市社会福祉協議会に委託して、平成 24 年 4 月に開設されました。社会福祉士、精神保健福祉士 3 名が専従しており、平成 24 年度では 983 件の相談を受けています。

親切丁寧な対応と相談員の一層の資質向上を図るよう、所管課に要請しました。

4. 厚生委員会が行った行政視察、懇談会、調査など

【行政視察】

○平成 25 年 1 月 28～29 日かけて、静岡県沼津市：子育て支援事業（子育て支援関係）と静岡県伊東市：市立保育園民営化事業（子育て支援関係）を視察しました。

○平成 25 年 5 月 20～22 日にかけて、岡山県総社市：子育て王国（子育て支援関係）、障害者雇用事業（障害者福祉関係）と岡山県笠岡市：市民後見及び権利擁護（成年後見関係）及び広島県尾道市の市民病院（地域医療関係）を視察しました。

＜行政視察で上田市政に生かせる点や参考になった点＞

・沼津市の子育て支援事業では、施設で待つのではなく、地域にも積極的にでかけ、「子育ては地域で」という地域を取り込んだ活動が参考になりました。

・伊東市の保育園民営化では、まず指定管理期間を設け評価することにより民営化への理解を深め、円滑な移行を図っていることが参考となりました。

・総社市では、障害者の雇用促進に具体的戦略と目標を掲げての取り組みが参考になりました。

・笠岡市の市民後見人養成事業は、先進性と実効性があり市でも取り組む必要を感じました。

・尾道市他職種協働地域医療連携は「尾道方式」とも呼ばれ、地域包括ケアのモデルケースであり、市でも積極的に研究すべきものと思いました。



岡山県総社市を行政視察

【懇談会および調査関係】

(1) 地域医療関係

平成 24 年 11 月 22 日：上田市医師会との懇談会

平成 25 年 1 月 17 日：鹿教湯三才山病院の視察と懇談会

平成 25 年 6 月 26 日：丸子中央病院の視察及び懇談会

(2) 障害者福祉関係

平成 25 年 9 月 19 日：上田点字図書館の所管事務調査

平成 25 年 9 月 19 日：NPO 法人「気塾」の視察及び懇談会

平成 25 年 9 月 19 日：上田しいのみ会との懇談会

(3) 子育て支援関係

平成 24 年 10 月 26 日：私立保育園協会との懇談会

(4) 高齢者福祉関係

平成 25 年 6 月 26 日：まるこ敬老園の視察及び懇談会

5. 重点的に取り組んでいる主な事業

(1) 地域医療の再生

上小地域医療再生計画が始まった時点では、全国的な医師不足の中、上田地域も国立長野病院（現、信州上田医療センター）をはじめ、上田市産院の医師不足は特に深刻なものでありました。長野病院では、平成 20 年頃から医師数が極端に減少（52 人→32 人）し、手術が必要な重篤な患者の受け入れも困難な状況が続いていました。また、産院では医師不足や存続問題もある中で、里帰り出産の受け入れも難しい事態となっていました。

この間、厚生委員会は、地域医療再生特別委員会（平成 22～23 年度）とともに、信州大学医学部、上田市医師会、上田小県歯科医師会、病院群輪番病院、地元県会議員等との懇談を重ね再生計画の進展を図ってきました。

◎ 上小地域医療計画の柱とその成果、今後の課題を記します。

計画の柱	達成してきた成果	今後の課題
①救急医療体制の確立	- 平成 22 年 4 月：内科・小児科初期救急センターを開設 - 平成 23 年 11 月：休日歯科救急センターが上田小県歯科医師会により開設 - 輪番後方支援病院として信州上田医療センターでの救急受け入れ体制の進展（平成 25 年 5 月の搬送割合：30.49%）	・ 3 次医療（救急重篤患者・高度医療への対応）まで、上小医療圏で受け入れができる地域医療体制の確立

②周産期医療体制の確立	・平成24年4月：市立産婦人科病院を信州上田医療センター隣接地に移転新築・改称し開設	・信州上田医療センターでの周産期医療の早期確立
③医師等の安定的な確保体制の構築	・信州上田医療センター内に地域医療教育センターが開設 (現在、信州上田医療センター医師：50人) ・医師、看護師の修学奨励制度の充実	・信州上田医療センター医師60人体制の確立と上小地域の医師及び医療スタッフの安定的確保
④地域医療連携の確立	・ITを活用した上小地域医療連携ネットワークシステム（上小メディカルネット）の運用を開始 (加入33医療機関、加入医師64人)	・上小メディカルネットの全医療機関への完備

(2) 地域包括ケアの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会を目指し、平成24年度から26年度の3カ年を計画期間とする第5期上田市高齢者福祉総合計画は、今年度が中間点となります。看護と介護の切れ目のない地域ケアの確立を目指して取組まれています。現実問題として介護施設への入所希望者が非常に多いことや、事業者にとっても人材の確保等、地域包括ケアは多くの課題を抱えています。厚生委員会としても日常生活圏域間の均衡性に配慮しながら、これらの課題や医療と看護の連携のありかた等、諸課題について研究を深め上田地域における地域包括ケアの充実に取り組みます。

(3) 上田市重症心身障害児・者施設「上田市つむぎの家」

市が設置している上田市重症心身障害児・者施設「上田市つむぎの家」は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児及び障害者に対する日常生活上の支援、創作活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的としています。

近年、施設利用者や家族が高齢化していく状況のなかで、入所を希望する重症心身障害児・者の増加や低年齢化が深刻な問題となってきました。上田市つむぎの家を含め、上田市における重度の障害児・者の日常生活の支援や安心して過ごせる居場所の確保をどうしたらよいか、視察や懇談を重ね研究を進めています。

環境建設委員会からの報告

1. 環境建設委員会の構成



前列左から、佐藤公至委員 小林三喜雄委員長 古市順子副委員長 土屋孝雄委員
後列左から、清水俊治委員 南波清吾委員 堀善三郎委員

2. 環境建設委員会の主な仕事

- 自治会、地域協議会、人権に関すること
- ゴミ全般、市営住宅に関すること
- 道路、水路、公園等に関すること
- 消防に関すること

3. 昨年度議会報告会で出された意見等に対する取り組み

・上田バイパスは管理が悪く、草が生えたり投げ捨てられたごみもひどく、観光客の印象が悪いのでは。バイパスを延長するより補修、管理をしてもらいたい。

(25年3月定例会、委員会にて質疑)

[地域交通政策課回答] 特にバイパスの2期工区部分は工事未着手につき管理が行き届いていないこともあるため、道路管理者である国土交通省上田出張所に随時連絡し対応を依頼している。国の予算であり、きめ細かな対応は難しいようだが、今後も市民の皆様から苦情、要望等があればその都度、担当に伝えていきたいと考えています。

・高齢者福祉センター横にパチンコ店ができて道路が危険。ぶつかりそうになった。

(調査の結果)

現在、道路拡幅工事を進めており、完了することで危険性は少なくなると思われるが、該当箇所については未着手区間であるため、注意喚起標識の設置等、当面の事故防止の対応をするよう行政に申し入れました。

・空き家、住宅街にある荒れた畑などを、条例で規制してもらいたい。
(25 年 6 月定例会、委員会にて質疑) 〔生活環境課、建築指導課回答〕 空き家対策については、管理の適否を含めた実態調査を行い、倒壊の恐れのある危険な家屋に対しては建築基準法に基づき適正な管理や安全対策を講じるよう指導をした経過があり、また、住民から情報が寄せられた際は、所有者に連絡する等随時対応している。条例については他自治体の状況を研究していきます。いずれにしても、行政として土地・建物の所有権の関係から、対応に苦慮しています。荒れた畑等の空き地の管理については、上田市空き地の環境保全に関する条例により対応しています。
・消防団は団員確保が難しい状況。その点を検討してもらいたい。
団員確保対策については、消防委員会での団員定数の見直しに伴う付帯意見として、従来までの施策に加え、消防団、自治会、行政等が一体となって積極的に推進するよう答申されています。具体的には、①住民一般に広く、「故郷は自分たちで守る」という意識の啓発を推進する、②分団内における団員の退団年齢に関する慣例、取り決め等についても検討する、③消防団員の処遇改善や活動環境の整備に努める、④さらに地域から理解される消防団となるよう、今後も消防団活動について検討するとともに、より一層消防団の魅力アップに努める、という内容です。 環境建設委員会としても、それらを実現させるために、平成 25 年 2 月に消防団本部との懇談会を開催し、消防団の現状や課題等について意見交換をしました。引き続き課題実現に取り組んでいきます。
・一般市民対象の「応急手当普及員」の資格取得の講習会を行い、市内でも資格が取得できるようにしてほしい。
(調査の結果) 応急手当普及員講習については、上田地域広域連合が、防災組織等において、例年年 1 回 (人数がまとまった場合には随時) 講習会を行っています。講習時間は 24 時間で、受講後認定証が交付されます。組織において普通救命講習会を開催し、構成員に対し指導ができ、受講後に普及員名で修了証を交付することができるようになります。 上田地域広域連合管内の資格者数は平成 24 年末時点で 221 人となっています。

・ 県道矢沢真田線の出早団地との交差点で、地元の人と観光客が車両事故を起こした。この場所は何回か事故が起きている。住民の安全はもちろん、観光客にも嫌な思いをさせないため、信号機をつけられないか。
(調査の結果) 旧真田町の頃から自治会要望として対応を依頼してきた経過があり、カラー舗装や標識設置等の対策は取られてきました。県公安委員会は、該当箇所が危険であるとして、平成 25 年 4 月 11 日に信号機を設置しました。
・ 提案として①基幹バスの強化、②オレンジバスとふれあいバスの接続、③バス停位置の弾力化、④高齢者用の定額バスの発行。
本年 10 月 1 日から予定されている運賃低減バスの実証運行により、提案の内容はほぼ解決されると思われます。ふれあいバスについては、真田地域の課題として地域協議会等で検討していただきます。
・ ごみ焼却施設はどうなっているか。
資源循環型施設建設事業については上田地域広域連合の所管だが、上田市役所内に設置されている庁内プロジェクトチームに対して、経過、検討内容等、意見を述べていきたいと思います。

4. 環境建設委員会が行った行政視察、懇談会、調査など

[行政視察]

平成 25 年 5 月、長和町の生ごみ堆肥化処理施設と町営住宅を視察しました。
 平成 25 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合品川清掃工場、稚内市バイオエネルギーセンター、苫小牧市の市民参加条例・市営住宅整備事業といった先進施設ならびに施策について行政視察を行ってきました。

<行政視察で上田市政に生かせる点や参考になった点>

1 品川清掃工場

- (1) 環境への取組みとして ISO14001 を取得し、環境マネジメントシステム体制を確立し、各担当で法基準以上の目標値を設定していました。
- (2) 環境測定値については日々市民に開示するとともに、区民イベント等にも積極的に参加していました。



品川清掃工場制御室の様子

2 稚内市バイオエネルギーセンター

- (1) 生ごみ・紙・廃油・下水汚泥を混合し、バイオガスを発生させ回収を行いエネルギーとして活用するといった、廃棄物中間処理と環境施設といった2つの側面を持った合理的な施設でした。
- (2) 民間事業者が施設を建設した後、行政に施設を譲渡し引き続き民間業者が事業を行う BTO 方式は、新しい手法であり参考になりました。
- (3) 稚内市は、風力・太陽光発電といった自然エネルギーにより市内の消費量の90%を賄っている点が参考になりました。

3 苫小牧市の市民参加条例・市営住宅整備事業

- (1) 平成 17 年6月、まちづくり基本条例策定委員会において、自治基本条例の策定にあたっては、市民参加の基本原則を定めるとしたことに、市民の意識の高さを感じました。
- (2) 平成 19 年に自治基本条例を制定し、具体的に市民参加を促すための条例として、平成 21 年に市民参加条例を制定したことは参考になりました。
- (3) 建替え時期にきた市営住宅が多くなってきた中で、長寿命化計画を策定し実行しています。そこでストックの有効活用を図りながら、多様な世代間の交流が生まれ、快適に暮らせる住宅づくりを目指していることは参考になりました。
- (4) 建替え以外の新築は行わないし、建替えを行う際には戸数を減らすことにしています。民間業者への配慮は参考になりました。

[懇談会]

平成 25 年2月 15 日に上田市消防団及び消防部との懇談会を行いました。この懇談会は、旧建設消防委員会を通じ初めてであり、今後も行っていきたいと思います。

<懇談会内容>

- (1) 消防委員会の団員定数の答申について
- (2) 消防団員の福利厚生について
- (3) 消防団の組織変更の経過について
- (4) 消防団の現状と課題につて

[管内視察]

市営住宅・市道認定道路・中高層住宅・消防団詰所等を、委員会付託議案審査を行う常任委員会に併せて調査を行いました。



上田市消防団傍陽分団詰所

5. 重点的に取り組んでいる主な事業

市民参加協働部

- (1) 平成 25 年度4月、市民参加協働部が新設され、市民課、市民参加・協働推進課、

人権男女共同参画課を所管することとなりました。そこで今年度の行政視察は、先進地である苫小牧市の市民参加条例の検討段階から施行まで経過の説明を受けてきました。

今後の取り組みとしては、上田地域自治センターの視察と各地域協議会の現状把握を行い、意見交換等を行っていきたいと考えています。

生活環境部

- (1) 生ごみの減量化対策については、生ごみを利用してエネルギーを発生させ、そのエネルギーを使い新たなエネルギーを発生させたり、生ごみを水と二酸化炭素に分解して残渣を出さない等の技術が開発されています。従来からの生ごみ堆肥化の方針からの転換も考えられますので、提案をしていきたいと考えます。また、事業方式も公設民営から、民設民営といった方式をとる自治体もあることから、研究をしていきます。
- (2) 市営住宅については、「マスタープラン」「ストック総合計画」が策定されたことから、点検と建替え計画の策定を求めています。
- (3) 資源循環型施設建設については、建設候補地の自治会・水利組合等から質問書が提出されました。上田地域広域連合は、7月に質問書を提出した各団体に回答書を送りました。これを受け、市長部局に資源循環施設建設のプロジェクトチームがあるので、当委員会として意見交換を行っていきます。

都市建設部

- (1) 10月1日から運賃低減バス運行が開始されました。
この利用状況を注視しながら調査結果を分析して、利用拡大に繋がるよう取り組みを強化していきます。
- (2) 道路整備など身近な自治会からの要望実現のため、単独枠予算の確保を求めています。
- (3) 道路補修、橋梁の長寿命化等の整備は喫緊の課題です。引き続き点検の強化を求めています。
- (4) 都市部、農村部をはじめ、中山間地域の景観を守る取り組みの強化を求めています。



運賃低減バスのパンフレット

消防部

- (1) 消防団員の定数確保に向けて、団員の処遇改善など関係団体と連携を強化しながら対応を行います。
- (2) 消防団詰所の計画的な改築を引き続き要望し、消防団の機械器具の充実強化と管理保全を求めます。
- (3) 火災はじめ風水害の予防対策と、耐震性防火貯水槽への切り替えを求めています。

議会機能強化特別委員会からの報告

1. 議会機能強化特別委員会の構成



前列左から、土屋勝浩委員 清水俊治委員長 半田大介副委員長 西沢逸郎委員
後列左から、佐藤清正委員 三井委員 土屋孝雄委員 下村栄委員 渡辺正博委員

2. 議会機能強化特別委員会の調査研究

(1) 委員会の設置

議会機能強化特別委員会は、平成 23 年 3 月 16 日議会機能が十分発揮できる議会運営及び議員活動を行うための議会改革実施に向けた調査研究を行うことを目的に設置されました。

(2) 調査研究の経過

ア 特別委員会の設置後、平成 23 年 4 月 1 日に施行された上田市自治基本条例に定められた議会運営を推進するため、議会としてその機能を発揮するためには「何を改めるべきか」「何をすべきか」意見を出し合い、意見集約を進め、議会のあり方となる議会基本条例の制定の必要性を確認しました。

イ 平成 24 年度からは、議会基本条例の先進事例の調査研究をするとともに、上田市議会基本条例（仮称）の制定に向けて、条例の具体的な内容を検討してきました。

ウ 平成 25 年 3 月には、議会として上田市議会基本条例（仮称）の制定に向けて取り組んでいくことを決定し、引き続き、議会機能強化特別委員会で検討を進めてきました。



小グループに分かれての
議会基本条例条文の検討

3. 議会基本条例制定の背景

(1) 地方分権の推進と議会改革

ア 国への権限集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとする中、地方議会の役割も大きくなってきました。

イ 議会改革を積極的に進める議会が現れ、その取り組みを継続させることを目指して、議会基本条例を制定しようとする動きが広がりを見せています。

(2) 上田市議会の取り組み

ア 平成18年3月新上田市誕生に伴い、新しい上田市議会が発足しました。対等合併により、基本に立ち返り新たな議会運営を模索したことが改革にもつながりました。



議会基本条例に関する議員研修会

イ 合併以降、積極的に議会改革について検討を進め、議会報告会の開

催や請願・陳情の趣旨説明制度を設けるなど、議会改革を実践してきました。

ウ 改革事項の実践を進める中で、改めて、議会改革のスタートラインに立つため、上田市議会基本条例（仮称）の制定に取り組むこととなりました。

4. 上田市議会基本条例（仮称）原案の概要

(1) 条例制定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 上田市議会基本条例（仮称）は、上田市議会のあるべき姿を規定する理念型の条例とする。

イ 条例には、現在上田市議会が実施している議会改革事項を今後も継続して実施していくために規定していく。（議会報告会、請願・陳情の趣旨説明制度など）

ウ 条例には、現在上田市議会が実施に向けて取り組んでいる議会改革事項が実施されるように規定していく。（議員間討議の推進など）

(2) 上田市議会基本条例（仮称）原案の主な内容は次のとおりです。

ア 上田市議会の議会報告会が市民との重要な接点として、今後も特色を持って継続的に実施していけるよう位置づける。

イ 活発な議員間討議を通じて審議が深められるようにするとともに、議会として政策提言につながるような議員間討議が行われるようにする。

ウ 議会改革に継続的に取り組んでいくことを規定する。

(仮) 上田市議会基本条例原案 (説明付き)

目次

前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の責務等 (第3条―第5条)

第3章 市民と議会の関係 (第6条―第8条)

第4章 議会と市長等との関係 (第9条―第11条)

第5章 議会の機能強化と改革の推進 (第12条―第14条)

第6章 議会事務局及び議会図書室 (第15条・第16条)

第7章 議員定数及び議員報酬 (第17条・第18条)

第8章 検証及び見直し (第19条)

第9章 補則 (第20条)

附則

上田市議会 (以下「市議会」という。) は、上田市が我が国における議会制度の先唱者である赤松小三郎氏の出身の地であることから、氏の先見と改革の志に学び、それを今に活かす使命があります。

また、議会には、市民の意思を行政に反映させるべく議論を通じて合意形成を図り、市の重要事項について意思決定等を行うという役割を果たす責任があることから、これまでも市民代表の合議制の議事機関であるという自覚のもと、議会の改革に取り組んできました。

こうした中で、私たち市議会は、改めて、市民の負託に応え信頼される市民の中の議会であり続けるために、情報の発信と市民意見の集約に努め、地方自治の本旨に則り上田市の発展に資することを意図して、議会及び議員の活動における基本的事項を示し、自律的に機能を発揮する市議会としていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市議会及び市議会の議員（以下「議員」という。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定め、併せて市民と市議会との関係及び市議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

説明

「二元代表制」

地方自治体では、首長（市長）と議会議員はともに住民の直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。議会は条例や予算などを審議・決定する権限をもち、その執行は行政の長が責任をもちます。

(基本理念)

第2条 市議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい地方自治の実現を目指すものとする。

説明

「唯一の議事機関」

議会が自治体の重要事項について審議議決する、自治体の団体意思を決定する最高機関であり、地方自治法では、議会に対して、①立法権限、②行政的意思決定権限、③行政監視権限を与えています。

第2章 議会及び議員の責務等

(議会及び議員の責務)

第3条 市議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し市民の負託に応えなければならない。

(議会の運営原則)

第4条 市議会は、議会の運営原則について次のとおり定める。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に分かりやすく信頼される議会であること。
- (2) 行政運営について、市民本位の立場から、適正に行なわれているか、監視、けん制及び評価すること。
- (3) 市民の要望及び意見を把握し、市民の暮らしを豊かにするため、政策を提案すること。

説明

「監視・けん制・評価」

議会の重要な役割で、市政運営を監視、けん制、評価することで、独善、独走を防ぎ、民主政治を実現しようとするものです。

(議員の活動原則)

第5条 市議会は、議員の活動原則について次のとおり定める。

- (1) 議員は、議会が討論の場であることを認識し、自由な討議を重んじ、合意形成に努めること。
- (2) 議員は自己の資質を高め、高い倫理観と品位を保持し、市民の代表として活動すること。

第3章 市民と議会の関係

(情報の共有等)

第6条 市議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。

- 2 市議会は、本会議、常任委員会その他の会議を原則公開するものとする。
- 3 市議会は、常任委員会の視察研修結果について、原則公開するものとする。

説明

「原則公開」

議会の判断で公開しない事もできます。

「議会の情報」

議員個人の情報とは異なります。

「常任委員会」

議員は少なくとも1つの常任委員会に属することが決められています。

「委員会」

本会議の下調べ機関として、調査、審査を行ないます。

(請願及び陳情)

第7条 市議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、請願者又は陳情者の求めに応じて、説明や意見を聴く機会を設けるものとする。

説明

「請願」

紹介議員が必要で、地方自治法に基づき議案と同様に本会議で議決します。

「陳情」

委員会審査にとどめますが、請願に準じた扱いをしています。

「説明や意見を聴く機会」

当市議会では、平成23年12月から「請願・陳情の趣旨説明制度」を導入して説明や意見を聴く機会を設けています。請願者又は陳情者が希望した場合に、説明や意見を述べるすることができます。

(議会報告会等)

第8条 市議会は、市民及び各種団体との懇談会、報告会等の意見交換の場を設け、市民意見の把握に努めるものとする。

2 市議会は、議会の活動内容を市民に提供するとともに、市民の意思を把握するため、議会報告会を開催するものとする。

説明

「各種団体との懇談」

懇談は、団体からの要望や必要性に応じ、議会が判断します。

「議会報告会」

市民に議会の情報を発信し、市民意見を集約します。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第9条 市議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行等の監視、けん制及び評価を行うものとする。

2 本会議及び委員会における質疑は、論点を明確にして行うものとする。

3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に関し、論点及び争点を明確にするための発言をすることができる。

(議会審議における論点の形成)

第10条 市議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準のいっそうの向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯、関係法令等
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び経費

2 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第11条 市議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能強化と改革の推進

(議員間の自由討議、政策立案等)

第12条 議員は、議会が合議制の議事機関であることを十分に認識し、議会機能が発揮されるよう議会活動における議員間の自由な討議を積極的に行うものとする。

2 市議会は、議案の審議等において議員間討議を十分に行うものとする。

3 市議会は、政策立案及び政策提言を目指し、議員間討議を行うものとする。

説明

「議員間討議」

自由な討議が行なわれる仕組みづくりとして、議員間討議推進要綱をまとめ、議員間討議を有効活用し、討議を通じて合意形成を図るとともに、政策立案、政策提言の積極的な実現を目指しています。

(研修及び調査研究)

第13条 市議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を計るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 会派は、政務活動費を有効に活用し、議員提案等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。

説明

「政務活動費」

政務活動費は、地方自治法により、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため支給することができると定められています。経費の範囲については、条例で定め、その用途については公開しています。

(不断の議会改革)

第14条 市議会は、不断の議会改革に取り組むものとする。

第6章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の強化)

第15条 市議会は、議会の政策立案能力を向上させるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実並びに組織体制の強化に努めるものとする。

説明

「事務局の調査」

議会審議に必要な資料の収集を議長の命を受けて行うものです。

「法務機能」

関係する法律との整合についてチェックする機能のことです。

(議会図書室の充実)

第16条 市議会は、議員の調査研究に資するために議会図書室を設置し、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

説明

「議会図書室」

図書室を附置することは法律で定められており、一般の方にも利用していただけます。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第17条 議員定数は、多様な市民の意思を十分に反映でき、かつ合議制の議事機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な視点を踏まえ、別に条例で定めるものとする。

(議員報酬等)

第18条 議員報酬等は、議員の職務及び職責に応じ、かつ多様な分野から幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できる環境を整備するという観点を踏まえ、別に条例で定めるものとする。

第8章 検証及び見直し

第19条 市議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第20条 この条例は、市議会に関する基本的な事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

議会広報特別委員会からの報告

1. 議会広報特別委員会の構成



前列左から、松山賢太郎委員 久保田由夫委員長 小坂井二郎副委員長 池田総一郎委員
後列左から、半田大介委員 土屋亮委員 児玉将男委員 土屋陽一委員 内堀勝年委員

2. 議会広報特別委員会の主な仕事

- 上田市議会の広報・広聴に関すること（上田市議会だよりの発行など）
- 上田市議会が主催する「議会報告会」の開催に関すること

3. 昨年度議会報告会で出された意見等に対する取り組み

・議会報告会を有線テレビで放映したり、インターネットで動画配信してはどうか。

上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送に対しては、昨年と同様に取材等の依頼を引き続き行います。また、ネット配信は今年の議会報告会から試行することとしました。

4. 議会広報特別委員会が行った行政視察、懇談会、調査など

平成 24 年 8 月、先進地である埼玉県鶴ヶ島市および福島県会津若松市を行政視察しました。

＜行政視察で上田市政に生かせる点や参考になった点＞

- （１） 会津若松市議会は、議会報告会に参加された市民から出された提案、意見、要望を起点として、市政に生かしていくことなど政策形成サイクルを実践していました。
- （２） インターネット議会中継に対する市民要望の状況、費用対効果などを十分検討する

必要があります。本会議は従来どおりケーブルテレビ、常任委員会は新規にインターネット中継ということも考えられます。

- (3) 議会報告会開催のお知らせに、議員名に加えて写真を掲載することにより、親しみのある内容としています。上田市議会でも検討材料とします。
- (4) 議会報告会の報告内容として、4回目からテーマを決めて実施しているとのことで、上田市議会としても今後の課題とします。
- (5) 議会報告会の様子も映像配信しています。参加者の了解も必要ですが、このことも今後の課題とします。

5. 重点的に取り組んでいる主な事業

新規事業として「議会広報・広聴の市民モニター制度」、「議会報告会の充実」、「市議会傍聴の充実」に取り組んでいます。



「上田市議会の広報・広聴モニター制度」の発足にあたり、委嘱状の交付を行いました。

- (1) 平成24年度において、上田市議会だよりを充実するための方策を各委員から意見を出し合って検討を深めました。その結果、新規事業として「上田市議会の広報・広聴モニター制度」を新設することを決定し、予算も必要となることから、「上田市議会の広報・広聴モニター設置に関する要綱」を作成し、議会内の合意を得て、平成25年度から実施しています。
- (2) 議会報告会については、3年目となりこれまでの改善点を踏まえながら、さらに充実するよう検討を重ねてきました。その結果、次の三点をさらに充実することとしました。

①議会報告会参加者に配付する資料については、開催日の前に作成して、地域自治センター、公民館等に事前配付しました。（おおむね7～10日前）

②インターネットによる動画配信を実施します。9会場のうち、各班一箇所をネット上で配信します。

③議会からの報告に特徴を持たせるために、議会機能強化特別委員会が調査・検討し、今年12月議会で制定を目指している「上田市議会基本条例」（仮称）の原案について紹介し、皆さんのご意見をお伺いすることとしました。

（3）市議会傍聴の充実を図るために、新たに上田市内小中学校へ市議会傍聴の要請を行いました。



第3回議会報告会の準備状況を協議